

第5章 別後納郵便物等

5.1 別納郵便物等

[サービス概要]

<p>サービス内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 料金別納とは、料金額が同一の郵便物等を10通(個)以上同時に差し出すなど、一定の条件を満たす場合、個々の郵便物等に切手をはり付ける代わりに、郵便物等の表面に料金別納の表示をし、郵便物等全部の料金相当額の切手、現金等で支払う制度です。 ● 料金額が同一でない場合又は同時に差し出すものの通(個)数が10通(個)に満たない場合であっても料金別納とすることができます。その条件は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="471 600 1292 1102"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 料金額が同一でない場合であっても料金別納とすることができる郵便物等</td> <td>(ア) 郵便区内特別郵便物 (イ) 料金割引の適用を受ける第一種郵便物及び第二種郵便物 (ウ) 合計額の料金割引の適用を受けるゆうパック (エ) 特別料金(1)、特別料金(2)、特別料金(5)又は特別料金(6)の適用を受けるゆうメール (オ) 料金額ごとに分けて差し出す(ア)～(エ)以外の郵便物等</td> </tr> <tr> <td>② 同時に差し出された郵便物等の通(個)数が10通(個)に満たない場合であっても料金別納とすることができる郵便物等</td> <td>(ア) 郵便業務従事者に差し出す郵便物等 (イ) 翌朝郵便物 (ウ) 新特急郵便物 (エ) ゆうパック(点字ゆうパック及び聴覚障害者用ゆうパックを除きます。) (オ) 空港ゆうパック、ゴルフゆうパック、スキーゆうパック</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	① 料金額が同一でない場合であっても料金別納とすることができる郵便物等	(ア) 郵便区内特別郵便物 (イ) 料金割引の適用を受ける第一種郵便物及び第二種郵便物 (ウ) 合計額の料金割引の適用を受けるゆうパック (エ) 特別料金(1)、特別料金(2)、特別料金(5)又は特別料金(6)の適用を受けるゆうメール (オ) 料金額ごとに分けて差し出す(ア)～(エ)以外の郵便物等	② 同時に差し出された郵便物等の通(個)数が10通(個)に満たない場合であっても料金別納とすることができる郵便物等	(ア) 郵便業務従事者に差し出す郵便物等 (イ) 翌朝郵便物 (ウ) 新特急郵便物 (エ) ゆうパック(点字ゆうパック及び聴覚障害者用ゆうパックを除きます。) (オ) 空港ゆうパック、ゴルフゆうパック、スキーゆうパック		
項目	内容								
① 料金額が同一でない場合であっても料金別納とすることができる郵便物等	(ア) 郵便区内特別郵便物 (イ) 料金割引の適用を受ける第一種郵便物及び第二種郵便物 (ウ) 合計額の料金割引の適用を受けるゆうパック (エ) 特別料金(1)、特別料金(2)、特別料金(5)又は特別料金(6)の適用を受けるゆうメール (オ) 料金額ごとに分けて差し出す(ア)～(エ)以外の郵便物等								
② 同時に差し出された郵便物等の通(個)数が10通(個)に満たない場合であっても料金別納とすることができる郵便物等	(ア) 郵便業務従事者に差し出す郵便物等 (イ) 翌朝郵便物 (ウ) 新特急郵便物 (エ) ゆうパック(点字ゆうパック及び聴覚障害者用ゆうパックを除きます。) (オ) 空港ゆうパック、ゴルフゆうパック、スキーゆうパック								
<p>対象郵便物等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵便物、ゆうメール又はゆうパック ※ 点字内容証明及びあて名変換の取扱いをする郵便物等は除きます。 								
<p>郵便物等への表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵便物 表面の左上部(横に長いものは右上部)に「料金別納郵便」の表示 ● ゆうメール 表面の左上部(横に長いものは右上部)に「料金別納」の表示 ● ゆうパック ゆうバックラベルに「料金別納」の表示(郵便物の表示) <table border="1" data-bbox="471 1310 1292 1932"> <tbody> <tr> <td>① </td> <td>径は2cm～3cmとします。</td> </tr> <tr> <td>② </td> <td>枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2cm～3cmとします。</td> </tr> <tr> <td>③ </td> <td>径は、2cm～3cmとします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。</td> </tr> <tr> <td>④ </td> <td>枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2cm～3cmとします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ゆうメール及びゆうパックの表示は、「郵便」の表示を除き、郵便物の表示と同じです。</p>	①	径は2cm～3cmとします。	②	枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2cm～3cmとします。	③	径は、2cm～3cmとします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。	④	枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2cm～3cmとします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。
①	径は2cm～3cmとします。								
②	枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2cm～3cmとします。								
③	径は、2cm～3cmとします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。								
④	枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2cm～3cmとします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、差出人の業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項(差出人を示すものに限ります。)を記載することができます。								